

令和5年

# 議会運営委員会記録

令和5年2月15日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和5年2月15日（水曜日）  
午前 9時30分 開会 午前10時35分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

委員 長	待 鳥 美 光 議員	副 委 員 長	富 澤 啓 二 議員
委 員	鳥 飼 雅 司 議員	委 員	内 山 恵 子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	安 保 友 博 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

### ◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	伊 藤 英 雄
企 画 部 次 長 兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総 務 人 権 課 長	渡 部 剛

### ◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	中 村 智 子	議 事 課 副 主 幹	本 間 修

### ◇本日の会議に付した案件

- 特定事件 1 次の議会の会期予定について  
令和5年和光市議会3月定例会の会期日程等について
- 特定事件 3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて  
和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

午前 9時30分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和5年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

今定例会につきましては、2月17日に開会すべく、10日に招集告知をさせていただきました。

提出する案件は、諮問が1件、人事案件が2件、条例の制定及び一部改正が12件、補正予算が5件、当初予算が7件の合計27件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきまして総務部長から順次御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○待鳥美光委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会3月定例会の会期日程等について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてとして、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和5年和光市議会3月定例会についてを議題とします。

提出議案は、諮問1件、議案26件です。

提出議案の説明をお願いします。

伊藤総務部長。

○伊藤総務部長 おはようございます。

それでは、提出する議案について順次説明します。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてです。

人権擁護委員、山崎すみ子氏が令和5年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

次に、議案第1号、和光市公平委員会委員の選任についてです。

和光市公平委員会委員の山下麻子氏が令和5年3月31日をもって退職するため、新たに出口かおり氏を和光市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第2号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任についてです。

和光市固定資産評価審査委員会委員の横室静男氏の任期が令和5年3月7日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第3号、和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

より効率的かつ効果的な事務処理に資するため、各部局の規模の適正化を図るとともに、業務の適正な管理及び執行に必要な体制を整備することを目的として、組織体制を見直すために必要な改正を行うものです。

次に、議案第4号、和光市空家等対策協議会条例を定めることについてです。

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う組織として、和光市空家等対策協議会を設置したいので、この案を提出するものです。

次に、議案第5号、職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

職員の給与について、国の基準等に準じて改正し、また、再任用職員等について、定年引上げ完成時までの期間について、給料表の改正を行いたいので、この案を提出するものです。

主な内容は、地域手当の支給割合を国の基準に合わせて16%に引き上げ、職員の給料表の継ぎ足し部分、持ち家に係る住居手当、月額支給の特殊勤務手当の廃止、交通用具に係る通勤手当の改正を行い、また、職員の定年引上げ完成時までの期間、再任用職員等に係る給料表を改正します。

次に、議案第6号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

地方税法施行例の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改正するもので、基礎課税額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げたいので、この案を提出するものです。

次に、議案第7号、和光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う、安全計画の策定についての新設や衛生管理についての一部改正等について条例に反映させたいため、この案を提出するものです。

次に、議案第8号、和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う、非常災害対策についての一部改正、安全計画の策定についての新設、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準についての一部改正、衛生管理についての一部改正や懲戒に係る権限の濫用禁止の削除等について条例に反映させたいため、この案を提出するものです。

次に、議案第9号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行による、子ども・子育て支援法の改正に伴って生ずる条ずれ等の改正や追加、また、民法等の一部を改正する法律の施行による、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除等について条例に反映させたいため、この案を提出するものです。

次に、議案第10号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

子ども・子育て支援法において、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第9条第2項が削除され、同法第19条は1項のみとなるため、条例中「第19条第1項」としている文言を「第19条」とし、あわせて、利用者負担額算定の基準となる所得割額の計算で適用されない控除について、国の基準に合わせ追加、修正したいため、この案を提出するものです。

次に、議案第11号、和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行によって、子ども・子育て支援法が改正されるため、文言の整理を伴う所要の改正を行いたいため、この案を提出するものです。

次に、議案第12号、和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

学童クラブ利用料の算定方法について、現在は市町村民税及び所得税を算定根拠としているものを、保育園保育料の算定方法と同様、市町村民税のみに改めたいため、この案を提出するものです。

次に、議案第13号、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げたいので、この案を提出するものです。

次に、議案第14号、和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについてです。

既設の借地公園を購入したため、西本村さくら公園を新たな都市公園として加えたいので、この案を提出するものです。

次に、議案第15号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億290万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ332億6,814万円とするものです。

当該補正予算につきましては、国の補正予算で出産・子育て応援交付金事業が創設されたことを受け、妊娠期から出産、子育て期における相談支援の充実と経済的支援をするための経費を計上するとともに、その財源として国庫補助金を追加計上するなどしております。

また、当該事業は遡及対象者への支給も含まれており、今年度中の事業収入が見込めないことから繰越明許費を設定しております。

次に、議案第16号、令和4年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第10号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億204万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億7,018万4,000円とするものです。

主な歳出補正予算は、キャッシュレス決済によるポイント還元事業に係る経費を増額するほか、電気料金が上昇したことに伴い、公共施設の電気使用料に不足が見込まれるため増額するなどしております。

歳入については、歳出事業に応じて国庫支出金及び県支出金をそれぞれ増額または減額するほか、地方債の対象事業費の変更などに伴い市債を増額するなどしております。そのほか、今年度中に事業の終了が見込めない事業として、新型コロナウイルスワクチン住民接種など14事業の繰越明許費を設定するなどしております。

次に、議案第17号、令和4年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,406万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,498万5,000円とするものです。

主な歳出補正予算は、特定健診受診勧奨等業務委託料を減額するほか、国民健康保険財政調整基金積立金や保険給付費等交付金の確定に伴う償還金を増額しております。

歳入については、財政調整基金預金利子や一般会計繰入金金の確定に伴い、それぞれ増減額をしております。

次に、議案第18号、令和4年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ253万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億3,212万5,000円とするものです。

主な歳出補正予算は、居宅介護等サービス保険給付用具や地域密着型介護サービス費など、それぞれの業務における当初のサービス受給者見込み数の増減等があったため、保険給付費及び市町村特別給付費が増額し、総務費及び地域支援事業費を減額しております。また、利子の確定に伴い、介護給付費準備基金積立金を増額しております。

歳入については、保険給付費や地域支援事業費などの増減に伴い、国・県などそれぞれ法定

割合分について増減をしております。

次に、議案第19号、令和4年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ204万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ12億5,737万5,000円とするものです。

歳出補正予算は、埋蔵文化財調査業務委託について、事業の進捗により執行が困難となったことから減額するものです。

歳入については、保留地処分金において、保留地処分が確定したことにより減額、一般会計繰入金において、歳入の事業収入の減額と歳出の減額に伴い、その差額を増額するものです。

なお、今年度中に事業終了が見込めない事業として、区画道路築造整備事業、宅地造成整備事業、換地設計修正・換地計画書作成業務委託、建物移転等補償調査業務委託を繰越明許費とするものです。

次に、議案第20号、令和5年度埼玉県和光市一般会計予算についてです。

予算の総額は歳入歳出それぞれ315億400万円と定め、対前年度比較では34億9,300万円、率にして12.5%の増加となっています。

歳入の根幹をなす市税収入については、個人市民税が前年度より堅調に増加するほか、固定資産税についても、課税標準の上昇緩和措置の終了により増加が見込まれます。

令和5年度予算編成に当たっては、来る高齢化社会に対応した和光版M a a Sの推進による、市内の移動のしやすさを向上させる交通インフラの整備などの、都市基盤に関する予算を計上するほか、福祉や教育分野の取組に関する予算を計上しています。

主な内容については、都市基盤整備の分野では、和光版M a a S構想の実現に向けて、自動運転サービス導入に関する第2期区間整備工事を実施するとともに、第1期区間で実証走行を行います。

教育の分野では、第三小学校の建て替え用地の取得を進めるほか、第三中学校における新たな特別支援学級の新設に向けて整備を行います。また、学校給食については、エネルギー価格・物価上昇に伴う保護者の負担軽減のため、学校給食の食材費支援を行います。

防災の分野については、防災施設の計画的な整備として、第4分団の車庫・防災倉庫新築工事を行います。

市民生活の分野については、農業体験センターの大規模改修工事や、市民が必要なときに情報を入手できる環境を整えるため、市ホームページのリニューアルを行います。また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても、予算に関する説明書と併せて提出しております。

次に、議案第21号、令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算についてです。

予算の総額は歳入歳出それぞれ63億5,197万6,000円と定め、対前年度比較では0.29%の増となっております。

主な歳入につきましては、国民健康保険税として13億8,221万8,000円を、県支出金として41億7,779万1,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金については3億7,734万4,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については1億円を計上しております。なお、基金繰入金については3億4,496万1,000円を計上しております。

主な歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として41億4,693万7,000円を、また、国民健康保険事業費納付金として20億403万3,000円を、保険事業費として1億3,833万8,000円を計上しております。

次に、議案第22号、令和5年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算です。

予算の総額は歳入歳出それぞれ9億1,830万円と定め、対前年度比較では2.6%の増となっております。

歳入については、後期高齢者医療保険料7億9,945万9,000円、保険基盤安定繰入金1億1,698万9,000円のほか、保険料還付金などを計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合に納める後期高齢者医療保険料負担金9億1,674万9,000円のほか、保険料還付金などを計上しております。

次に、議案第23号、令和5年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算についてです。

予算の総額は歳入歳出それぞれ45億1,296万8,000円となっております。

主な歳入については、款1介護保険料では、被保険者数の増加率を反映し11億809万9,000円を計上しております。歳出の見込みに連動する法定負担の款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4県支出金は合わせて26億702万円を計上しております。款6繰入金では、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金7億9,757万8,000円を計上しております。

主な歳出については、款2保険給付費では、居宅介護サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費などとして39億9,099万9,000円となっております。款4市町村特別給付費では、和光市独自の取組として、紙おむつ、地域送迎、配食、栄養改善などのサービスを実施し、6,997万8,000円となっております。款5地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業・任意事業として3億7,710万円となっております。

次に、議案第24号、令和5年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算についてです。

予算の総額は歳入歳出それぞれ10億848万円、対前年度比較では2億7,068万8,000円、21.2%の減額となっております。

主な歳入については、保留地処分金が2,990万4,000円、国庫補助金が4,050万円、県補助金が2,700万円、一般会計繰入金が4億6,027万4,000円、区画整理事業債が4億5,080万円となっております。

主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として6,876万2,000円、建物移転等補償業務、污水管新設工事業務及び工事実施設計業務などの委託料7,117万円、区画道路築造



工事などの工事請負費 1 億4,611万円、建物移転に伴う移転補償費などの補償、補填及び賠償金 5 億2,802万1,000円などで、区画整理事業費として 9 億3,921万8,000円を計上しております。

次に、議案第25号、令和 5 年度埼玉県和光市水道事業会計予算についてです。

予算第 2 条、水道事業運営の基本目標である業務の予定量については、給水戸数を 4 万 3,466戸、年間総給水量を944万2,000m<sup>3</sup>、年間総有収水量を914万m<sup>3</sup>と見込み、主要な建設改良事業として、南浄水場高圧受電盤更新事業（2 か年継続事業）及び酒井浄水場配水ポンプ更新事業（3 か年継続事業）です。

予算第 3 条の収益的収入については、事業収益は15億4,265万6,000円を計上し、主な水道料金収入が収入総額の74.04%を占めています。

支出については、事業費14億5,547万6,000円を計上し、主に県水受水費が支出総額の30.76%を占めています。

予算第 4 条の資本的収入については 3 億330万3,000円を計上し、この内訳は、消火栓設置に係る一般会計負担金及び建設改良費等事業債となっております。

支出については、9 億8,724万2,000円を計上し、主なものについては、建設改良費の給排水管布設費、浄水場施設改良費、事業債償還金と企業債還付金です。

次に、議案第26号、令和 5 年度埼玉県和光市下水道事業会計予算についてです。

予算第 4 条、業務の予定量については、水洗化世帯数 4 万1,718世帯、年間処理水量894万 9,000m<sup>3</sup>、1 日平均処理水量 2 万4,451m<sup>3</sup>を見込み、主要な建設改良事業としては、向山通りマンホールポンプ更新事業、午房通りマンホールポンプ制御盤更新工事を計上しています。

予算第 3 条の収益的収入については12億39万4,000を計上し、主なものは下水道使用料です。

支出については11億3,396万6,000円を計上し、主なものは、荒川右岸流域下水道維持管理負担金を含む会費負担金、固定資産減価償却費、企業債利子償還金です。

予算第 4 条の資本的収入については 1 億2,348万8,000円を計上し、主なものは建設改良費等企業債です。

支出については 4 億7,056万9,000円を計上し、主なものは、雨水及び汚水整備に係る委託料、工事請負費及び建設改良等企業債償還金です。

以上が議案の説明となります。

○待鳥美光委員長 提出議案の説明が終了しました。

休憩します。（午前 9 時 5 4 分 休憩）

再開します。（午前 9 時 5 7 分 再開）

まず、議案の先議についてです。

諮問第 1 号と議案第 1 号、議案第 2 号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、第 4 日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第15号は、出産・子育て応援事業及び職員人件費の補正について、全員協議会で執行部から説明があったとおり、速やかな執行が必要になることから、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第4日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 今回郵送で提出された陳情は、配付しましたとおり、令和4年12月26日受理の、日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、以上1件でございます。

○待鳥美光委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は16人です。

質問時間は、令和3年10月15日の議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期について。会期は29日間とし、今回は、令和5年度当初予算の審査等がありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日間としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、いずれも1日4人としたいと思います。

なお、2月21日、火曜日、22日、水曜日、24日、金曜日及び3月8日、水曜日を調査休会とし、3月13日、月曜日から15日、水曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について、1月17日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、内山恵子議員、2番、新しい風・希望、猪原陽輔議員、3番、日本共産党、鳥飼雅司議員、4番、公明党、富澤啓二議員、5番、まちづくり市民の会、金井伸夫議員。

なお、一人会派の方は一般質問の中で御質問ください。御了承願います。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月22日、水曜日の午前11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。齊藤議長。

○齊藤克己議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告いたします。

市長選出区分において1名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありましたが、今回、欠員1名に対し候補者1名であったため、選挙は行わないこととなりましたので、御報告いたします。

○待鳥美光委員長 次に、意見書案についてです。

今回、意見書案はなかったことを報告します。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のデータを事務局に登録しているパソコンのメールアドレスに添付資料として送付いたしましたので、適宜御利用ください。

なお、この参考資料は公表しませんので、記載された金額等の具体的な内容が公表されることのないよう、取扱いや審査時の発言等では御留意くださるようお願いいたします。

また、当初予算の審議が終了次第、各位で責任を持ってデータを消去していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターは、ホワイトボードに提示したとおりです。

こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう留意願います。

次に、今期定例会の傍聴に関してです。

あわせて、今期定例会の議会における新型コロナウイルス対策について協議したいと思いません。

昨年の9月以降、一般傍聴者席を半数の22席にして、モニター傍聴席は15席程度にしてきました。それから、3月13日以降、マスク着用は個人判断に委ねる方針が国から出ておりますけれども、開会日はこれより以前ということになりますので、どのようにしたらよろしいか意見交換をしたいと思えます。

御意見をお願いいたします。傍聴席の数とマスク着用についてです。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 コロナも大分落ち着いてきているので、通常どおりに戻して対応していく方法でいいと思えます。ただ、傍聴に当たって、傍聴者が大きな声を上げたり、携帯が毎回鳴ったりしているので、傍聴者にはしっかり留意してもらい、通常どおりに戻してもいいのではないかと私は考えます。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 座席数につきましては、通常どおり使うようにしてもいいと思えますが、マスクの着用については、3月13日以降に各自の判断になるので、それまでは着用をお願いしたほうがいいと思えます。

○待鳥美光委員長 議会の途中で改めて指示を変えるという形になりますか。

内山委員。

○内山恵子委員 はい。今日から解禁みたいな形で、大半がまだマスク着用の時期で、委員長報告と閉会日には全国的に解禁なので、そこで解禁するほうが、独特のルールよりいいと思えます。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今の意見に賛成です。特に和光市で決める基準というのは難しいと思うので、国の基準に合わせるのがいいと思えます。

○待鳥美光委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 フレキシブルに対応できればいいと思えます。内山委員と同意見になります。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派の意見としては、特別な理由のある人を除いて原則マスクは着用していただき、席数については戻していいという意見と、現状のまま半数でという意見が両方出てい

ます。席数を戻した場合は、私語を慎んでいただくというお願いをしてはどうかという意見でした。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの方から御意見があれば。

安保副議長。

○安保友博副議長 やはり議会の公開の要請はかなり強いと思いますので、私も、席数を元に戻すのに賛成です。

マスクに関しては、国の基準に従って、13日まではこれまでどおり原則着用。マスクをしているのであれば、議事進行に影響がない程度の私語についてはやむを得ないので、制限する必要はないと私は思います。

○待鳥美光委員長 小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 例えばコンサート会場などでも席は空けていなくて、隣同士みんな1つずつ座っている。また、マスクはもちろん今までもしていますけれども、小さな声なら会話もオーケーというところが多いと聞いています。その規模に比べれば、和光市議会の傍聴席の規模は小さくて、換気もできる規模になっておりますので、席を空けずに座っていただけるようにして、マスクについては国の基準が変わったところで変えるという形がいいと思います。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 傍聴席に関して、議員の一般質問で発言するときのマスク着用も、13日以降解禁になったと同時に、外してしゃべれるようになるのか。そこら辺も詰めていてもらいたいと思います。基本的に議員がしゃべるときは、周りの人と触れ合うわけではなく、議員が1つのマイクでしゃべるわけですから、そろそろ解禁してもいいのではないかと考えます。

○待鳥美光委員長 議会開会中、傍聴席での私語を慎むというのは、常識だと思います。

マスクについては、例えば健康上何らかの症状が出ている方は自粛をしていただくということは、これまでと同じだと思いますが、マスクについて3月13日で解禁とは言いますが、実際には外される方と外されない方がいらっしゃって、気にする方は、マスクを取った人がせきをしていたり、せき払いをしたりしたら気になったりということはあるかと思うんですけれども、どのようにいたしましょう。今、席数については戻すということで、大半の意見が一致しているかと思いますが。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 席数に関しては、今回、施政方針等もあり、傍聴者の方の意向もあると思いますので、全席の44席に戻すような形でいいと思います。マスクに関しては、13日から解禁という方向ではありますが、今話があったとおり、依然としてマスクをされる方もいらっしゃる中ですので、ポスターの中で掲示をしなければいけない部分もあると思います。ポスターには、政府の方針に従って行いますみたいな形で書いて、あとは個人の判断でというような感じでどうでしょうか。ことさら13日から外してくださいとは言えないので。

○待鳥美光委員長 今、取り急ぎ決めなくてはいけないのは、席数は戻すということで、マスクについては、特別な事情のある方を除いて原則着用してくださいという形で、ポスターには記載するというのでよろしいでしょうか。

3月13日以降、もう外してもいいのではないかとという申出があった場合は、国の方針に従って、個人の意思で外されることはオーケーということよろしいですか。

休憩します。（午前10時16分 休憩）

再開します。（午前10時19分 再開）

今回、傍聴につきましては、傍聴席の数は元に戻して半減はしないということ、それから、マスクについては原則着用をお願いするわけですが、特にポスターの中で制限をうたっていくということはないということよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのような形でお願いいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてとして、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題とします。

今期定例会における議員提出議案について、議長より提案があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 議案一体の原則を踏まえて、来年度から予算決算常任委員会を設置することに伴い、和光市議会委員会条例を改正する必要があります。

和光市議会委員会条例第2条第2項第3号に予算決算常任委員会に関する規定を設けるものであります。

また、市長提出議案である和光市部設置条例の一部改正があった場合の整理として、総務環境常任委員会の所管「建設部」を「都市整備部」、それから、文教厚生常任委員会の所管「保健福祉部」を「福祉部と健康部」に改正するものであります。

○待鳥美光委員長 ただいま議長から提案がありました件につきまして、お手元に議案を配付しています。現時点で、政策課の政策法務担当での例規事前調整を経たものとなっております。

休憩します。（午前10時22分 休憩）

再開します。（午前10時23分 再開）

議案の内容については、次回の議会運営委員会において確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについては以上です。

議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 特別職報酬等審議会の進捗状況について皆様に御報告いたします。

このたび、議員報酬について、月額1万円の増額という審議結果になったということであり  
ます。期末手当の月数について変更はありませんでした。今後の方向性として、報酬等審議会  
からの答申結果を考慮した上で、3月定例会最終日に市長から、必要な議案が追加で上程され  
る予定となっております。

○待鳥美光委員長 議長から御発言のありました件については御承知おきください。

今後の日程を確認します。

今回、意見書の提出がなかったもので、2月27日に予定していた議会運営委員会は開催せず、  
3月9日、木曜日、一般質問3日目の本会議終了後、追加議案についてと、議員提出議案の確  
認等についてを議題とし、議会運営委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○待鳥美光委員長 それでは、そのようにいたします。

休憩します。(午前10時24分 休憩)

再開します。(午前10時29分 再開)

先ほどのマスクの件ですが、傍聴席に関しては原則マスクをお願いする方向だけれども、ポ  
スターでは改めて制限はしないということに決まっております。

議員のマスク着用に関しては、これまで議運の中では特に決めておりません。各自の判断で  
やってきております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

先ほど申しあげました、3月9日、木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に、追加議案に  
ついてと、議員提出議案の確認等についてを議題として、議会運営委員会を開催いたします。

また、3月17日、金曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ①を行います。御出席  
くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長から発言があります。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 何点か日程も含めて御報告いたします。

まず1点は、提案なのですが、過日発生しましたトルコ・シリア地震の募金について、議会  
として駅前募金活動をやればいいのかという話がございまして、皆さん御賛同い  
ただければ、その内容で募金活動を行っていききたいと思うのですが、その点についてお諮りい  
ただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 ただいまの議長からの御提案、募金活動についてですが、いかがでしょ  
うか。御賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 日程についてですが、20日、月曜日の夕方、4時半ぐらいから5時半までの1時間、和光市駅南口で実施をさせていただければと思います。これは御提案ですので、先にスケジュールが入っている方は、強制ではございませんので、参加できる方だけで参加していただければと思います。

○待鳥美光委員長 ただいまの2月20日、4時半から5時半、和光市駅南口で、オレンジ色のジャンパー着用ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がございませんので、そのようにいたします。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 どうもありがとうございました。では、そのように進めさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

そのほかの日程ですけれども、3月議会の終了後にいつも関連で集合写真を撮影しているのですが、3月16日、本会議終了後、議事堂の北側の車寄せで、全議員による記念撮影を行いたいと思います。

それから、同じ3月16日の日程ですが、その写真撮影の終了後、議員会の役員会を行いたいと思います。役員の皆様は御出席いただきたいと思えます。

○待鳥美光委員長 それでは、議長からただいま発言がありました件は御承知おきください。

以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時35分 閉会



和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光